

平成15年度P R T R対象物質の取扱い等に関する調査結果（概要）

独立行政法人製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター

1．目的

平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）が公布され、P R T R制度が法制化された。これにより、対象事業者に対しては平成13年4月から第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握が、また、平成14年4月からはその届出が義務づけられている。

このため、P R T R制度において、届出対象事業者となる全ての事業者に調査票を送付することで普及啓発を図るとともに、事業者におけるP R T R対象物質の取扱い状況等を調査することにより、届出対象事業者（所）数及び届出対象物質数の推計等を行い、今後の同法の適正な施行に資することを目的として実施した。

2．調査の概要

（1）対象化学物質

化管法第二条第二項に基づく第一種指定化学物質（354物質）

（2）対象事業者

化管法第二条第五項に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者の要件を満たすと考えられる事業者。ただし、本調査においては総務省統計局所管の「平成13年度事業所・企業統計調査 調査区別民営事業所漢字リストに係る電磁的記録」及び「平成13年度事業所・企業統計調査 調査区別国・地方公共団体事業所漢字リストに係る電磁的記録」を使用したため、事業者従業員数については常用雇用者数20人以上の事業者（約89,000事業者）から抽出した事業者（43,000事業者）

（3）調査方法

対象事業者（本社）あてに調査票を送付し、対象事業者（本社）が調査票の写しを各事業所に回付することにより実施した。

（4）調査内容

事業者（所）における平成14年度の対象化学物質の年間取扱量等

（5）スケジュール

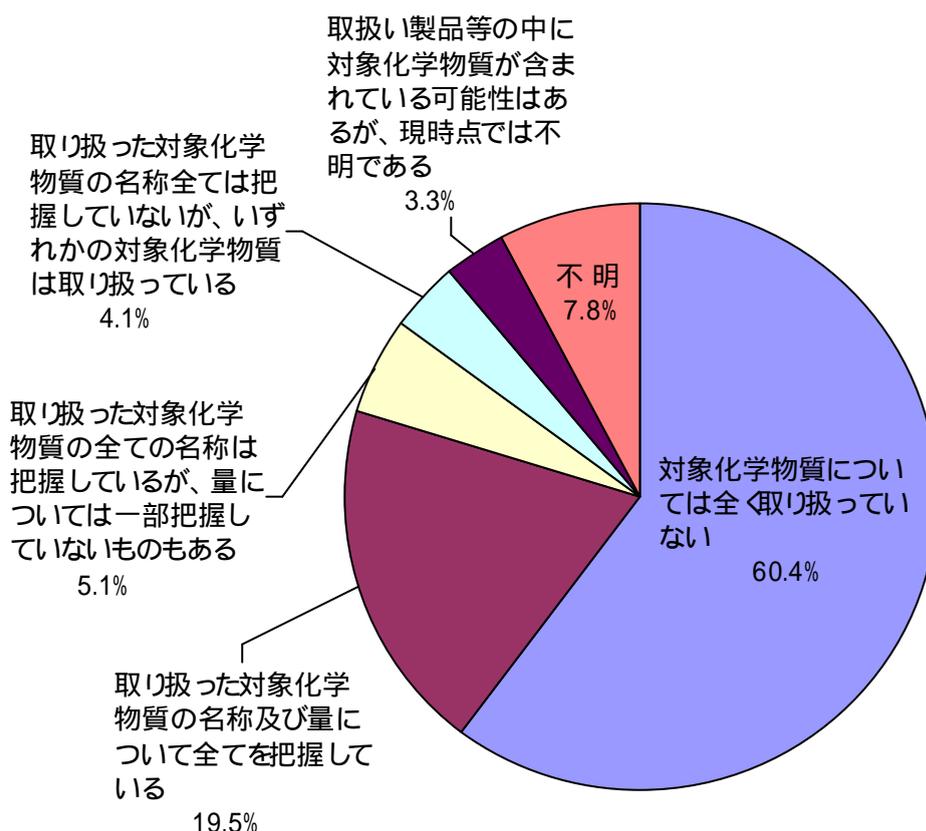
本調査は、平成15年10月に調査票を送付し、平成15年11月に回答を回収した。

3. 調査結果の概要

(1) データの報告状況

43,000事業者に対して調査票を送付し、13,492事業者（返信による回答：11,703事業者、電話による回答：1,789事業者）から回答が寄せられた（回答率約31.4%）。そのうち回答があったが対象外である事業者を除いた13,271事業者のうち、対象化学物質の取扱いがある又は取り扱っている可能性があるとは回答のあった事業者は、4,229事業者（約31.3%。全体の約9.8%）であった（図表1・図表2参照）。

図表1 事業者における対象化学物質の取扱い等把握状況



図表2 事業者における対象化学物質の取扱い等把握状況

把握状況	事業者数
対象化学物質については全く取り扱っていない	8,012
取り扱った対象化学物質の名称及び量について全てを把握している	2,582
取り扱った対象化学物質の全ての名称は把握しているが、量については一部把握していないものもある	672
取り扱った対象化学物質の名称全ては把握していないが、いずれかの対象化学物質は取り扱っている	543
取扱い製品等の中に対象化学物質が含まれている可能性があるが、現時点では不明である	432
不明	1,030
合計	13,271

(2) 取り扱われている対象化学物質

354種類の対象化学物質のうち、339物質の取扱いが報告され、15物質については、取扱いの報告はなかった(図表3参照)。

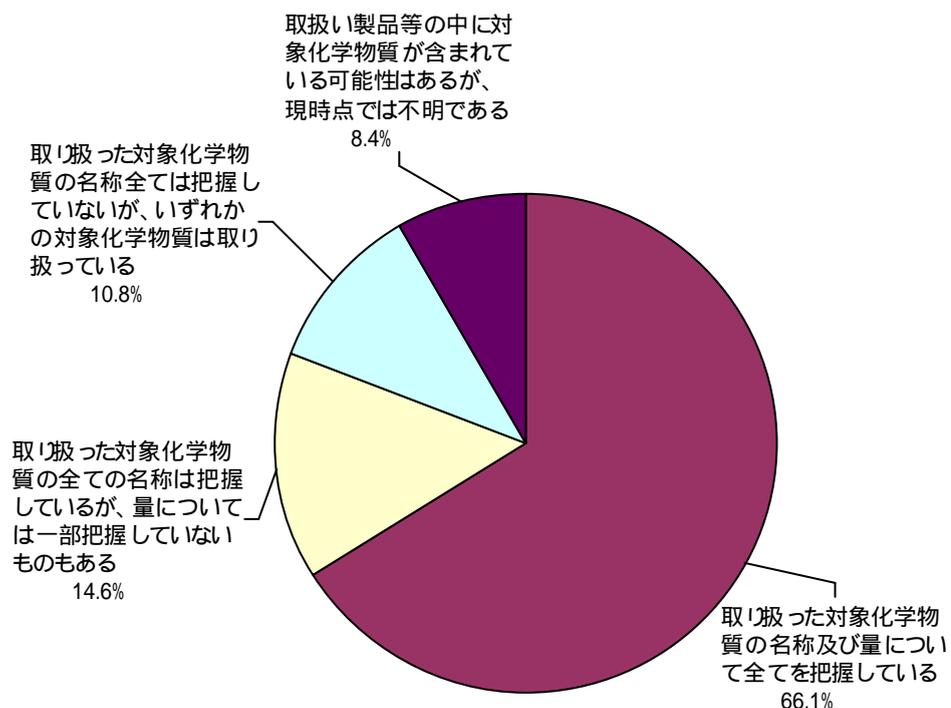
図表3 回答がなかった対象化学物質

制令番号	物質名
31	2,2'-イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ]ジエタノール
35	S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート(別名フェノチオール又はMCPAチオエチル)
53	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール(別名エクロメゾール)
98	2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名テニルクロール)
126	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)
149	ジチオリン酸S-2-(エチルチオ)エチル-O,O-ジメチル(別名チオメトン)
229	2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド(別名ナプロアニリド)
285	プロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)
290	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名クロレント酸)
337	S-1-メチル-1-フェニルエチル=ピペリジン-1-カルボチオアート(別名ジメビベレート)
339	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール
343	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン(別名メトキサレン)
348	リン酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル(別名ジメチルビンホス)
351	リン酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル(別名モノクロトホス)
352	リン酸トリス(2-クロロエチル)

(3) 対象化学物質の把握状況

図表4及び図表5は、対象化学物質を取り扱っている又は取り扱っている可能性のある事業所における対象化学物質の把握状況である。「取り扱った対象化学物質の名称及び量について全てを把握している」と回答した事業所は4,391事業所(66.1%)であった。

図表4 事業所における対象化学物質の取扱い等把握状況



図表5 事業所における対象化学物質の取扱い等把握状況

把握状況	事業所数
取り扱った対象化学物質の名称及び量について全てを把握している	4,391
取り扱った対象化学物質の全ての名称は把握しているが、量については一部把握していないものもある	973
取り扱った対象化学物質の名称全ては把握していないが、いずれかの対象化学物質は取り扱っている	720
取扱い製品等の中に対象化学物質が含まれている可能性はあるが、現時点では不明である	561
合計	6,645

(4) 取扱量の多かった対象化学物質

取扱量の多かった上位5物質は以下のとおりである。今回の調査で取扱いのあった対象化学物質全体の取扱量1,545万トンに対して、キシレン292万トン(18.9%)、ベンゼン161万トン(10.4%)、トルエン161万トン(10.4%)、テレフタル酸84万トン(5.5%)の4物質は芳香族化合物であり、クロロエチレン(別名塩化ビニル)92万トン(6.0%)は主に塩化ビニル樹脂の原料である。

- キシレン(292万トン)
- ベンゼン(161万トン)
- トルエン(161万トン)
- クロロエチレン(別名塩化ビニル)(92万トン)
- テレフタル酸(84万トン)

(5) 取扱量の多かった業種

取扱量の多かった上位5業種及びその上位3物質は以下のとおりである。特に化学工業における合計取扱量は922万トンであり全業種の約60%を占めている。

- 化学工業[922万トン](キシレン13.6%、ベンゼン8.7%、1,2-ジクロロエタン8.6%、テレフタル酸8.5%)
- 石油製品・石炭製品製造業[398万トン](キシレン28.8%、トルエン21.8%、ベンゼン17.4%)
- 倉庫業[27万トン](フェノール18.1%、エチレングリコール13.7%、アクリロニトリル11.5%、トルエン10.5%)
- プラスチック製品製造業[19万トン](スチレン34.2%、テレフタル酸27.4%、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)12.0%)
- 非鉄金属製造業[17万トン](鉛及びその化合物53.1%、マンガン及びその化合物22.3%、銅水溶性塩(錯塩を除く)7.0%)

(6) 取扱量の多かった都道府県

取扱量の多かった上位5都道府県及びその上位3物質は以下のとおりである。特に山口県及び千葉県は取扱量が250万トンを超えており、この2県の合計取扱量は全国の約43%を占めている。

山口県[382万トン](テレフタル酸 20.5%、キシレン 17.7%、1,2-ジクロロエタン 11.3%)

千葉県[283万トン](ベンゼン 18.4%、フェノール 14.7%、キシレン 12.6%)

福岡県[141万トン](トルエン 17.4%、ホスゲン 15.5%、メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート 10.8%)

愛媛県[133万トン](キシレン 57.0%、ベンゼン 24.1%、トルエン 8.0%)

大阪府[129万トン](フェノール 15.6%、クロロエチレン 9.0%、ベンゼン 8.8%)